

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 556

平成22年 3月 8日(月曜日)

## 社 外 重 役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪府北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

## 人 事

賃金不払いなどで労働審判が増加  
労使トラブル、解決の遅滞目立つ

総務省の2月発表では、09年平均の完全失業率が5.1%(前年比1.1ポイント増)で、過去最大の悪化幅となった。同年の有効求人倍率も0.47倍でこれも過去最低となった。今、失業率・求人倍率の数値をグラフ化すると曲線が上下に交わり、「∞」(無限大)と不吉な予想もある。この2つが間接的な原因ともなり、裁判所への**労働審判**の申し立てが急増している。09年は全国で3,000件超と推定され、2年で倍増の勢い。

一方、想定外の審判件数の集中で、京都市のように審理が遅れる地域も出ている。不況のあおりによる派遣切り、内定取消し、一方的な解雇、賃金不払い等の多発化が原因で、裁判が遅滞しているのだ。最高裁によると、09年10月末までに終わった6,536件の平均審理日数は74.5日。7割以上が3ヵ月以内で結論が出ており、制度の趣旨には合っている。

その後、申し立ての急増で、制度の長所である迅速性が薄れつつある。京都弁護士会の昨年9月の調査では、1回目の期日が申し立てから約2ヵ月後に指定されたケースが複数出た。同弁護士会は、担当裁判官の増員などを求めた。最高裁は地裁本庁でのみ開いていた労働審判を、新年度からは福岡地裁(小倉支部)と東京地裁(立川支部)でも開くなど、間口を広げた。

背景に、労使紛争の多様化と、労組に依存せず個々人が主張する、権利意識の高まりがある。不況で表面化したとはいえ、基本的人権が軽視されるお寒い現状が、そこに横たわっている。

## 税務会計

根強い“窓口申告”が全体の3割強  
e-Taxは手間とコストが妨げ

確定申告はいよいよ終盤を迎えているが、楽天リサーチが、全国の20~69歳の男女を対象に1月21日に実施した「確定申告に関する調査」結果(有効回答数1,000人)によると、今年の確定申告の主な方法は、「税務署の申告会場や窓口で申告」が32.6%でトップ。根強い“窓口申告”だが、2、3位は、「e-Taxで申告」(15.8%)、「国税庁のホームページ(確定申告等作成コーナー)で申告書を作成し、税務署に提出」(11.5%)となっており、“デジタル活用派”も比較的多いことが分かる。e-Taxは昨年より1.9ポイント増えている。

国税庁のホームページで申告書を作成・提出している人以外に、国税庁のホームページで申告書を作成できることを知っているかどうかを尋ねたところ、「知っている」が83.7%にのびた。昨年と同調査に比べて4.5ポイント増と認知度は上がっているが、利用率は0.8ポイント増にとどまる。同様に、e-Taxで申告する人以外に認知度を聞いたところ、こちらも認知度は88.3%と非常に高かった。

利用しない理由は、「利用するまでの事前の手続きが面倒だから」との回答が28.2%でトップ。手間とコストが普及の最大のネックとなっているようだ。e-Taxを利用するには、住民票のある市区町村の窓口でICカードを入手し、電子証明書の発行を受ける必要があり、逆にいうと、専業主婦やシニア層でないと申込みができないという実態が垣間見える。

## 今週のキーワード

## 労働審判制度

平成18年4月1日から労働審判法が施行された。これは労働審判員2名(労働関係についての知識経験を持つ人で中立の立場=新年度から増員)と裁判官(労働審判官)で構成する労働審判委員会が、地方裁判所において原則3回以内の審理で迅速に解決を図る制度。利点は、民事裁判より早く、無料で解雇や賃金不払いなどのトラブル解決を望めること。もう一つの個別労働関係紛争解決促進制度は、都道府県労働局長による助言、紛争調整委員会による斡旋による制度。